

消費者支援功労者表彰について

1. 趣旨

- ・ 消費者利益の擁護及び増進を図るために消費者支援活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰する制度として、昭和 60 年から実施しています。
- ・ 従来、内閣府特命担当大臣表彰として実施してきましたが、消費者庁の創設に伴い、平成 23 年度から内閣総理大臣表彰を筆頭としたものに格上げしました。

2. 令和 2 年度被表彰者

- ・ 内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣表彰の被表彰者並びにベスト消費者サポーター一章の受章者につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 表彰式

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止という観点から、例年実施しておりました内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣表彰の表彰式につきましては実施いたしません。